

平成30年度税制改正大綱～納税関係～

平成30年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、納税環境整備の概要についてお知らせいたします。

1 年末調整手続の電子化 源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、現行制度上、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）を可能とする。

（注）電子提出の対象とする年末調整関係書類

●生命保険料控除証明書 ●地震保険料控除証明書 ●住宅ローン控除証明書 ●住宅ローンの年末残高証明書

（注）上記の見直しと併せて、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書について、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等と同様に、電子メール等により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録後を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付証明書）を住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

（国 税）生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続について、次の措置を講ずる。

(1) 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

〈適用時期〉上記の改正は、平成32年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用されます。

(2) 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けようとするものは、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書（以下「住宅ローン控除申告書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除申告書を提出したものとみなす。

〈適用時期〉上記の改正は、税務署長の承認を受けている給与等の支払をする者に対し、平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用されます。

(3) 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けようとするもの（居住年が平成31年以後である者に限る。）は、住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書（以下「住宅ローン控除証明書」という。）又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（以下「年末残高証明書」という。）の書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書を提出したものとみなす。

〈適用時期〉上記の改正は、平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用されます。

(4) 上記(2)及び(3)の改正に伴い、年末残高証明書に記載すべき事項の電磁的方法による交付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

〈適用時期〉上記の改正は、平成32年10月1日以後に交付する年末残高証明書について適用されます。

(5) 住宅ローン控除の適用を受ける際に住宅ローン控除申告書等に添付すべき住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の範囲に、当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書の発行者から電磁的方法により提供を受けた当該住宅ローン控除証明書又は年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

〈適用時期〉上記の改正は、平成32年10月1日以後に提出する住宅ローン控除申告書等について適用されます。

2 コンビニ納付の利用手段の拡充 国税のコンビニ納付について、自宅等において納付に必要な情報（いわゆる「QRコード」）を出力することにより行うことができることとする。

〈適用時期〉上記の改正は、平成31年1月4日以後に納付の委託を行う国税について適用されます。

〈現行〉コンビニ納付については、税務署が作成（郵送）した「バーコード」付の納付書により行うことができる。そのため、自宅等で電子申告を行う場合には、直ちにコンビニ納付を行うことができない。



〈改正案〉申告書の作成、提出からスムーズに納付することが可能となるよう、自宅や署外会場において、納付に必要な情報（QRコード）を出力して、コンビニ納付ができることとする（平成31年1月4日施行）。

3 ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充 国税の予納制度について、対象となる国税を概ね12月（現行：6月）以内において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税に拡充し、併せて、ダイレクト納付により行うことができることとする。

〈現行〉国税の予納（納期時期前にあらかじめ納付を行うこと）は、「概ね今後6月以内に納付すべき国税」について行うことができる。



〈改正案〉納税者の資金状況に応じて積立的に納税資金を準備することに資する観点から、国税の予納について、対象となる期間を拡充し、「概ね今後12月以内に納付すべき国税」を対象とし（通達）、併せて、ダイレクト納付（電子納税）により行うことができるようにすることで、予納制度を使いやすくする（平成31年1月4日適用）

※ダイレクト納付（電子納税）を利用した予納の対象税目は、納期限までの期間が長期（12月程度）となる税目（申告所得税、法人税、地方法人税、消費税、地方消費税、贈与税）

〈適用時期〉上記の改正は、平成31年1月4日以後に納付手続を行う国税について適用されます。